

## まちだアーティストバンク要綱

### (趣旨・目的)

第1条 まちだアーティストバンク(以下、「バンク」という)は、町田市にゆかりのあるアーティストや文化芸術団体等(以下、「アーティスト等」という)の情報を収集及び提供をします。国際交流、まちづくり等関連分野と連携することで、アーティスト等の活動機会の拡大を図り、「いつでも、どこでも、だれでもあらゆる文化を楽しむまち」を目指し、誰もが文化芸術に身近に触れられる環境整備やアーティスト等が継続的に活動できる仕組みづくりをすすめることを目的とする。

第2条 バンクの事務局は、一般財団法人町田市文化・国際交流財団(以下、「財団」という)が行う。

### (登録)

第3条 バンクに登録を希望するアーティスト等(以下、「登録希望者」という)は、次に掲げる資格を満たしていなければならない。

(1)文化芸術活動を行う個人及び団体

(2)個人または構成員のうち1名以上が町田市にゆかりのある者(市内在住・在勤・在学・出身、市内における活動拠点及び活動実績等)を含む団体

2 財団は、前項の規定に関わらず、登録希望者が次のいずれかに該当すると判断する場合は、登録を認めないことがある。

(1)18歳未満の者。ただし、保護者の同意がある者を除く

(2)公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱す恐れがある活動や、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある活動を行う、又は行う恐れがあると認められる場合

(3)政治・宗教活動を目的とする場合

(4)暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められる場合

(5)財団及び他の登録アーティスト等の品位を傷つける恐れのある場合

(6)偽りその他不正な手段により登録した場合

(7)誹謗中傷又は第三者に損害または不利益を与える恐れのある場合

(8)その他、財団がバンクに登録することが不相当と判断した場合

3 登録希望者は、財団ホームページの登録フォームにより登録手続きを行う。

4 バンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

5 バンクの登録に際しては、登録された情報を基に財団で審査を行い、登録者を決定する。なお、登録に伴う審査内容及び結果に関する問い合わせは応じないものとする。

### (通知および公開)

第4条 財団は、登録希望者をバンクに登録したとき(以下、「登録者」という)は、その旨を登録希望者に通知する。また、財団と登録者の合意の範囲内で、登録者の情報について公開する。

2 財団は、登録希望者をバンクに登録しなかったときは、その旨を登録希望者に通知する。

### (登録情報の変更)

第5条 バンクに登録されたアーティスト(以下、「登録者」という)は、当該登録情報に変更が生じたときは、速やかに財団に届け出る。

2 財団は、前項の規定により、登録者から変更の届け出を受けたときは、随時登録情報を変更する。

### (登録情報の更新)

第6条 登録者は財団に対し、2年に一度更新を行う。

2 登録者は、更新時に必要な手続きを行わなければならない。

(登録の抹消)

第7条 財団は、登録者から登録抹消の申出があったときは、当該登録情報を抹消することができる。

2 前項に規定するもののほか、財団は次の各号いずれかに該当する登録者については、その登録を抹消することができる。

(1)正当な理由がなく事業を遂行しなかったとき

(2)第3条第1項に掲げる各号のいずれかを満たせなくなったとき

(3)第3条第2項に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったとき

(4)登録した情報のうち、活動の内容や形態、住所など、利用者に大きく影響を与える事項について、その変更から相当期間内に財団へ届け出がなかったとき。また、前条第2項の登録更新手続きを行わなかったとき。

(5)前各号に掲げるもののほか、財団が登録抹消をする必要があると認めたとき。

3 財団は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者であったものに通知するものとする。

(紹介及び情報提供)

第8条 財団は、地域の様々な行事や催し物等の事業主催者(以下、「利用者」という)の要望に対し、登録者の紹介及び情報提供を行う。

2 財団による紹介及び情報提供後は、登録者と利用者との協議により経費を含む必要事項を決定し、双方が相応の責任を持って行動することとする。よって、出演に係わる日時、場所、報酬、交通費及び宿泊費等の必要条件の詳細の決定や結果等については、登録者と利用者の双方の責任により決定するものとし財団は関与しない。

3 本制度により、公演等の活動に結び付いた場合は、速やかに財団に報告すること。

(免責)

第9条 財団は、故意または重大な過失がない限り、本事業の利用において登録者又は第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第10条 財団がバンクを通じて知り得た個人情報については、財団の個人情報の保護に関する基本方針等に従って、適正に管理する。ただし、法令で認められた場合、または、「まちだアーティストバンク」の目的の範囲内で、かつ、財団と登録者の合意の範囲内で登録者の情報について、公開及び利用者へ提供する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、バンクに関し必要な事項は、財団が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。